◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３１０号（H27.　7. 31）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（７月２４日～７月３０日分）
（１）乗合バスの車内事故①
（２）乗合バスの車内事故②
（３）貸切バスの衝突事故①
（４）貸切バスの衝突事故②
（５）法人タクシーの死傷事故
（６）法人タクシーの衝突事故
（７）トラックの衝突事故
２．事業用自動車事故調査委員会による報告書（貸切バスの追突事故）を公表しました！
３．バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
４．「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
５．第１０回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
６．乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
７．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
８．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
９．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１０．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
１１．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
１２．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１３．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１４．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１５．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１７．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１８．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

（６）法人タクシーの衝突事故
７月２５日（土）午後１０時２３分頃、岐阜県の国道交差点にて、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せて運行中、右折しようとしたところ、対向してきたバイクと衝突し、歩道の信号機支柱等に衝突した。
この事故により、バイクの運転者が死亡し、タクシーの乗客２名が軽傷を負った。
事故は、タクシーが右折する際、対向車線を直進してきたバイクを見落としたことから衝突し、さらにブレーキとアクセルを踏み間違えたため、歩道にある支柱等にぶつかり停止した模様。

（７）トラックの衝突事故
７月２４日（金）午前０時００分頃、群馬県の県道交差点において、茨城県に営業所を置くトラックが運行中、軽乗用車と衝突した。
この事故により、軽自動車に乗っていた２名が死亡し、トラックの２名が軽傷を負った。
事故は、トラックが、信号機のある片側１車線の見通しの良い交差点において、軽乗用車の側面に衝突した模様。

◇◇◇

なお、徹底にあたっては特に下記により実施されますようお願いします。

記

１．運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう乗務員に徹底を図ること。
２．高速道路を運行する際には、乗客の安全を確保するため、乗客に対しシートベルト着用の励行を図ること。
３．高速乗合バスの管理の受委託による運行の場合については、委託、受託事業者の双方とも安全の管理について再度確認を行い、輸送の安全に万全を期すこと。

上記の内容は、平成２７年７月１４日付け、国自安第３５号、国自旅第８４号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。バスの運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

・事業者は、運転者に対して改善基準告示の遵守、シートベルト装着の徹底、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。
・事故には事業者による運転者に対する指導・監督が大きく関与しているものと考えられることから、事業者は日頃から運転者に対して「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（告示）に基づく指導を行うとともに、通常と異なる事態に直面したときの対応等について、参加型の教育等によって運転者等が主体的に議論するような場を設ける等、運転者の安全に対する意識の向上と、知識の取得を進める必要がある。
〇運転者の安全運転意識の向上
・運転者は、疲労蓄積が運転に及ぼす危険性を認識し、十分な休息をとり運転中に疲労を感じたときには早期に休憩する必要がある。　等

運送事業者等の関係者の方々におかれましては、この再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

でお送りします。
セミナーの詳細・申込方法はNASVAのＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.nasva.go.jp/news/2015/150722_2.html
申込期限：９月３０日（水）※定員になり次第締切です。

◇◇◇

・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

◇◇◇

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

◇◇◇

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。
高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指
導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆